

平成29年第4回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年12月12日

午前10時開議

- 日程第1 一般質問
1. 谷口 整 議員
 2. 馬場 哉 議員
 3. 原田 周一 議員
- 日程第2 議案第79号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第3 議案第80号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第81号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第74号 平成29年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第6 議案第75号 平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第76号 平成29年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第77号 平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第78号 平成29年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号)

1. 出席議員

議長	12番	田中 修	議員
副議長	1番	谷口 重和	議員
	2番	松本 健治	議員
	3番	垣内 秋弘	議員
	4番	馬場 哉	議員
	5番	浅田 晃弘	議員
	6番	原田 周一	議員

7番	山本	精	議員
8番	藤本	英樹	議員
9番	山内	実貴子	議員
10番	今西	久美子	議員
11番	谷口	整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷	信夫	君
副町	長	田中	雅和	君
教育	長	増田	千秋	君
総務部	長	久野村	観光	君
健康福祉部	長	光嶋	隆	君
建設事業部	長	野田	泰生	君
教育部	長	黒川	剛	君
総務課	長	清水	清	君
企画財政課	長	奥谷	明	君
税住民課	長	長谷川	みどり	君
介護医療課	長	廣島	照美	君
健康児童課	長	立原	信子	君
建設環境課	長	垣内	清文	君
プロジェクト推進課	長	山下	仁司	君
産業観光課	長	木原	浩一	君
上下水道課	長	青山	公紀	君
会計管理者兼会計課	長	馬場	浩	君
社会教育課	長	岩井	直子	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局	長	村山	和弘	君
-----	---	----	----	---

庶務係長 岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。

谷口整君の一般質問を許します。谷口君。

○11番（谷口 整） 改めまして、おはようございます。

平成29年12月定例会におきまして、一般質問を行います。

通告に従いまして、一問一答の方式により、順次質問させていただきます。

昨日に引き続き、一般質問2日目でありますけれども、よろしく願いをいたします。

それでは、まず第1問目は、新庁舎についての質問を行いたいと思います。

新庁舎については、先般パブリックコメントが実施され、これらの意見をもとによいよ実施設計に至る段階にきております。住民の中には、現庁舎から随分と遠方で、国道からも山手方面に1キロ近く入って行かなければならないということに不便さを感じる意見が根強く残っております。この不便さ解消については、本年3月議会におきましても一般質問でお聞きをしたところであり、公共交通機関によるアクセスの充実やコンビニエンスストアでの住民票交付など、前向きに検討いただいております。先般9月に実施をされました町の第2回新庁舎説明会でも、ある方がこの意見を述べられていましたように、今後高齢者がますます増加する中で、高齢者などの画面操作に疎い方もあり、コンビニでの証明書の交付が受けにくいなど、不便さの払拭には至っておりません。これらの思いに対し、対面での窓口交付に安心感を覚え、その必要性を求める住民も多いと考えられます。

新庁舎開庁後も、この不便さ払拭に向けた窓口事務に対応できる出張所、もしくは支所を前庁舎付近に設置するなどの提案をしたいと思います。庁舎が移転すれば、近くなる地域、遠くなる地域ができるのは当然のことではありますけれども、前庁舎開庁から60年近くなれ親しんできた荒木地区をはじめ、周辺地域の方々からすれば、役場は町内会の一部であり、生活空間の一部であったといっても過言ではないと思います。移転に伴う不便さは否めない地域ではありますが、また遠方の住民にしても何か用事のついで

に役場で要件を済ませる人もあり、何もないあんな不便な場所に役場が移転するのかわとの声も根強く聞こえてきます。ですので、激変緩和策として、当面現庁舎付近窓口事務を残す出張所もしくは支所を設置してはいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 改めまして、皆様おはようございます。

それでは、ご答弁申し上げます。

新庁舎建設につきましては、基本計画に掲げます住民参加・住民交流を促進する開かれた庁舎を目指して都市公園とともに住民の方々に気軽にお立ち寄りをいただき、にぎわいを創出する中で、住民の方々の交流や憩いの場となるような施設を目指して、住民の方々に役場や公園に行きたいと思っただけのようにしていきたいとの思いを強く希望しながら業務を進めさせていただいているところでございます。

その一方で、新庁舎移転に伴い、新庁舎近隣住民の方々にとりましては、役場から離れるということで議員ご指摘のとおり、サービス低下、不便になるとの思いは認識するところでございます。そのため、行政サービスの向上や公共交通機関によるアクセスの充実を図るよう、議員各位や新庁舎建設委員会、また公共交通検討委員会からもご意見をいただいておりますことから、新庁舎のオープン時には、以前にもご答弁させていただいておりますように、公共交通の充実は不可欠であると考えているところでございます。また、あわせて、直接移転に伴ってといったことではございませんけれども、行政サービス、利便性の向上の観点から、コンビニエンスストアでの証明書の交付事業につきましても前向きに考えているところでございます。

したがって、役場が移転することにより、不便となるとの意見については、その思いを払拭できるよう取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

現庁舎付近に役場出張所もしくは支所の設置ができないかのご質問ですが、確かに遠くなるとの思いを払拭するには、有効な手段であると認識をしております。しかしながら、職員配置や費用、また役場、保健センター、地域子育て支援センターの跡地、再利用の問題などとの調整等々、越えなければならないハードルは多くあると想定されますが、まずは検討してまいりたいと考えますのでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） ただいま、山下課長から答弁をいただきましたとおり、幾つかの課題も整理する必要があることは重々承知をしております。しかしながら、今後、コン

ビニでの行政サービスが定着し、また公共交通機関のアクセスがさらに充実するまでの一定の期間、現庁舎周辺に出張所もしくは支所を設置し、様子を見ることも必要ではないでしょうか。

町長は常々新庁舎建設に当たっては、不安の払拭に向けては丁寧に説明する。また不便解消にもいろいろと取り組み、常々言われておりますけれども、この提案に対する町長の思いをお聞かせ願います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、移転に伴う不便の解消についてご答弁申し上げます。

議員からご提案をいただいております窓口事務に対応できる出張所もしくは支所設置につきましては、正直なところ申し上げますと、以前より私も例えばでございますけれども、現在の保健センターを活用する中で、激変緩和措置として役場支所の設置に取り組めないのかと考えていたところではございます。

先ほどもご答弁いたしましたように、越えなければならないものが多々あるかと存じますけれども、庁舎移転後、当面の間、設置できるように前向きに考えてまいりたいと思っておるところでございます。その上で、まずは庁舎内に検討チームを立ち上げるなどの方法により設置に向け探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 非常に前向きな答弁ありがとうございます。

ただいま、町長からは現保健センターを活用する役場支所構想を持っているとの、非常に前向きな答弁をいただき、私と同じ思いに感動いたしております。今後は、設置に向け庁舎検討チームでの課題整理を心得、調整を進めていただきたいと思っております。

なお、この庁舎検討チームにおいては、現庁舎跡地の活用についても議論をされると思いますが、きのうの議論の中で、処分して財源との意見もありましたけれども、私は先ほども述べましたように町内会や生活空間の一部であった近隣地域住民の皆さんの思いを十分に汲み取っていただき、跡地が有効に活用できますことをお願いし、この項目の質問を終わります。

次に、学力向上について質問いたします。

昨年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施をされた全国学力・学習状況調査の結果については、10月の文教厚生常任委員会で報告を受けたところであります。

いわゆる全国学力テストは、国語、算数、中学生は数学になりますけれども、この2教科で主に知識に関するA問題、そして活用に関するB問題が出題され、本町の小中学校3校では、8つの問題より全国平均を上回る問題はございませんでした。一昨年は5つ、昨年は1つ上回っておりましたが、本年は全てが平均以下と。この結果だけを見れば学力は年々低下をしてきているとの見方もできるわけでありまして、たかが学力テストとの見方もありますけれども、されど学力テストであります。それぞれの学校の基礎学力のバロメーターだとも言えるわけでありまして。この結果を受け、文教厚生常任委員会では、11月に各学校長、学校教育についてをテーマに意見交換会を実施し、議員からは朝食をはじめとする家庭環境の及ぼす影響や学校と教育委員会との連携のあり方、またできる子をさらに伸ばす発想の必要性などが出され、学校からは、今回の結果はゆゆしき事態、きちっと基礎学力をつけることが大事であることは教職員の一致意見、また他の市町村では見られない学力充実加配や学力支援加配を各校2名配置、それへの感謝の発言などがあり、今後、学校・家庭・教育委員会など行政・議会が一体となって学校教育の推進に取り組んでいくとの共通認識のもと終了をいたしました。

各校長との懇談でも出ていたように、学校現場では、今回の結果はゆゆしき事態と認識をされておりますけれども、教育委員会の認識、対応をお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 本年4月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果は、小中学生合わせて8つの問題中、全国平均を上回るものがなかったという非常に厳しい状況であることにつきまして、文教厚生常任委員会に報告させていただいたところでございます。

今回の結果は、校長会議の場において、各校長から結果の分析及び対策について意見交換を行いました。また、教育委員会におきましても、教育委員各位からは、この厳しい結果に対し、強い危機感を示されたところでございます。10月に実施いたしました教育委員会学校訪問では、結果を受けて学力充実に対する各校の取り組みを重点的に説明を受け、意見交換を行ったところでございます。

教育委員会といたしましては、従来の計画訪問に加えて、学力向上に向けての取り組みがさらに必要であろうとの認識のもと、本年度の新任教諭の授業に学校教育指導主事が新人採用研修を行ったほか、教育委員会事務局におきましても、他市町村等の学力向上のための施策、学力支援施策の情報を収集し、対応策の検討を行っているところでございます。

学校現場の教職員はもちろんのこと、子どもたちにかかわるものが今回の学力診断結果をゆゆしき事態であるとの認識を共有しているところでございます。

学力の三要素として、学習意欲、知識・議論、思考力・判断力・表現力を挙げて取り組んでおり、これらを総合的に学力と捉えております。学力テストによってははかれる学力は、知識や思考力のある一定部分であると考えております。思いやる気持ち、自己有用感の醸成に向けた子どもの育成なども、公教育の大きな役割であり、学力向上とあわせて取り組みを進めていかなければならないと感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 今回の結果を受けて、校長会議で意見交換や、また教育委員会の中で教育委員から強い危機感が示されたということですが、教育委員会ではどのような議論がされたのか、できれば議事録をお示しをいただきたいと思います。また、学力向上に向けた善後策を検討中ということでもありますけれども、これは教える側のスキルアップも含め、具体的にどうすれば学教育力向上につながるというふうにお考えかお聞きをしたいと思います。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 教育委員に対する学力・学習状況調査の結果報告及び協議につきましては、本年8月29日に開催した教育委員会定例会を開催した際に実施しております。

協議内容といたしましては、各小中学校の項目別平均点数と全国との比較指導を提出し議論を行いました。議論の概要は、学校間の特徴や経年変化による改善状況、学校現場にどのような課題があるのか等についての意見があったところでございます。この議論を経て、10月に実施いたしました教育委員による学校訪問において、学力充実に対する学校の取り組みを聞くことにつながっております。

現在、学力状況調査の公表は、8つの問題中、全国平均を上回っているのは何問あるかという形態で行っております。教育委員会の会議の中では、公表させていただいておりません個別項の点数を資料として利用していることから、公開で協議することが望ましくないとの判断をしたところであり、ご質問にございます会議録は作成しておりません。

教育委員会の具体的な取り組みとしましては、先ほども答弁いたしました学校への計画訪問や新任教師への研修を実施したほか、定期的に行っている校長会議において、

各校の取り組みについて意見交換を行っております。学校では、類似形式で問題を作成し、時間配分や問題の回答方法などになれること、学力に課題がある子どもへの個別支援、宿題対応や補習学習を実施するなどの取り組みを行っています。

町が単費で配置している学力充実加配職員や特別支援加配職員を積極的に活用しているところでございます。現在、産前産後や病気等により休暇に入っている教職員がおりますが、全国的にも人材不足であり、人材の確保が非常に厳しい状況にあります。そのような中、本町におきましても教務主任が担任としてクラス運営に当たる事例が生じており、負担が増加している状況です。学力充実の取り組みは、学校現場が創意工夫して実施すべきものであり、教育委員会は教育環境の整備をはじめとする側面支援を行うものであると考えております。

他市町村等では、学力充実、貧困施策として学習塾との提携や家庭教師派遣などの事業を実施しているようですが、教育委員会と学校、また貧困施策等との十分な調整が必要であり、実施に向けてはなお検討を要しているところでございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） ただいまの答弁の中で、会議録はないという気になる発言がありました。聞くところによりますと、毎月開催をされております教育委員会の定例会の日程は、公開の付議案件、非公開の報告との2部制で開催をされており、傍聴人が入れば委員が自由に発言できないなどの理由で、公開の付議案件は短時間で終了し、非公開の報告日程で主な議論や意見交換をなされているようですけれども、このような会のあり方には非常に違和感を覚えるところであります。

私がいただきました資料によりますと、9月、10月、11月の定例会では、付議案件がなく、非公開の報告だけで終了しています。報告では、うじたわら学び塾の実施結果についてや各委員からの学校訪問について、また小中学一貫教育についてなどの議論がされておりますけれども、この案件を非公開にする必要は全くないと思います。これでは、協議の経過すら記録に残らない結果になるわけであります。教育委員会会議規則では、委員会は公開するとの規定があり、人事案件だとかプライバシーにかかわる案件、秘密保持の観点からは、ときに秘密会の開催も当然必要になることも理解をしております。教育委員会の議論のほとんどが非公開の会議というのは、これやはり言語道断だと思います。このように、旧態依然とした教育委員会の閉鎖的な体質の延長に学校の常識、世間の非常識と言われることがありますけれども、ここにつながっていくような気がいたします。

また、非公開の報告事項でも、今般入札結果が不落になり、きのうも議論されておりましたけれども、年度末完成が危ぶまれる田原小学校の放課後児童健全育成施設建設については、その結果すら報告をされていないということのようですけれども、教育委員会はどうなっているのでしょうか。教育長、このような教育委員会のあり方については、どのように認識をされているのでしょうか。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） お答えいたします。

教育委員会定例会は、基本的に毎月一度開催しております。

会議録を調製している定例会と、調製していない報告日程により構成しているところがございます。定例会では、教育委員会の議決を要する教育委員会規則の改正や教科書採択、教職員管理職の人事等のほか、小中一貫教育に伴う方向性と、特に重要と判断している案件を付議案件として開催しております。

報告日程では、学力診断テストや学び塾の運営状況、いじめ調査等の報告をもとに、意見交換を行っております。近隣市町等の教育委員会の案件を見ておきますと、それぞれの形態がとられているようでございます。本町で報告事項としている案件も会議録に残る形で意見交換、協議されている事例もございます。

今後におきましては、協議経過や内容を記録として残したほうがよいものの精査を行い、教育委員会会議の持ち方についての整理をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 今の世の中、行政のほとんどの会議は公開で行われています。宇治田原町審議会等の活性化指針でも、町の審議会等附属機関の会議は、透明性及び公平性の確保から公開が原則であるということも伺っております。にもかかわらず、その裏をかくような短絡的な非公開の運用などはもってのほかだと考えます。教育委員の皆さんは、教育への知識や経験も豊富で、また人格、品格も高潔な方々が任命をされております。ゆえに、議会も承認をしてきた経過もあり、立派な委員ばかりでありますので、公開では自由に議論ができないとは委員になる人にこれまた失礼な対応だというふうにこれは思います。先ほどの教育長答弁でありました記録を残すということは当然大事なことですけれども、私は記録だけではなく、教育委員会の定例会の全てが原則公開だということを求めているわけであります。いずれにいたしましても、教育委員会のあり方をきちっと整理をしていただき、各学校の学力向上にもしっかりと取り組んでいただきま

すことを強く求めまして、次の質問にいきたいと思います。

次は、入札についてを質問したいと思います。

まずその1番目で、続発する不落事案について質問したいと思います。

近年、東北の震災復興や東京オリンピックに向けた建設資材や人件費の高騰から、建設単価も上昇傾向にあります。9月に入札をされました湯屋谷茶工場の改修工事において、このことを裏づけるかのような入札不落が発生し、設計見直し等の対応で再入札を受け、何とか年度内完成のめどが立ち、関係者一同安堵したところであります。しかしながら、またぞろ11月にも田原小学校放課後児童健全育成施設の建築工事でも同様の事案が発生をしております。前回の原因究明とその教訓は活かされたのでしょうか。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） 入札におけます不落事案につきまして、お答え申し上げます。

まず、9月6日に実施いたしました湯屋谷茶工場改修工事の入札につきましては、3者による一般競争入札を執行した結果、不落となったもので、入札後、入札参加者に内訳書の提出を求め、町の設計書と比較検討を行った結果、工種によっては町の設計金額と大きく乖離しているものがございました。建築工事の場合、土木工事と比較して設計金額に見積もりの占める割合が大きく、また民間建築工事が大多数であるため、材料や機器等の仕様や価格については、民間市場に大きな影響を受けることとなります。特に今回は一般の建築工事と違い、既存茶工場をリノベーションするという、これまでに余り例のない事業であったことから、入札参加者においてもその積算に当たり見積もりに頼る部分が多く、見積もりのとり方によって設計金額を大きく上回る結果となってしまったものと判断しているところでございます。

本件は9月25日に指名競争による再度の入札を行い、無事落札者が決定したところでございますが、今回の事案を踏まえ、今後は見積もり条件をしっかりと明示するとともに、京都府の土木工事の入札で実施されているように見積もりに頼らざるを得ないような特殊な設計部分につきましては、その金額を参考資料として公表し、事前に示すことも検討してまいりたいと考えているところでございます。

一方、11月22日に実施しました田原児童育成施設新築工事の入札につきましては、一般競争入札を執行した結果、入札のあった4社とも予定価格以上で不落となったもので、これにつきましても入札後、町の設計書と比較・点検を行った結果、大きな差異が認められたものですが、その原因としましては、最近における原材料や人件費の基本的な上昇が見られることや限られた予算の中で少しでも利用者の利便性に寄与するような

よりよい仕様を目指したものの、結果として落札に至らなかったものと考察をしております。

このような両事業におきましては、それぞれ不落の原因と考えられる部分がありますものの、いずれにいたしましても事業着手がおくれる事態を招いたことに関しましては、深くおわびを申し上げるところでございます。

今後につきましては、これらの教訓を生かし、適正な入札執行に努めることは当然ですが、特に田原児童育成施設新築工事につきましては、早急に設計を見直す中で、再度の入札執行を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） ただいま、いろいろと不落の理由を述べていただきましたけれども、結果として落札に至らなかったということは、設計業者の見積もりが至らなかったということだと思います。湯屋谷茶工場のリノベーションのような前例の少ないものと違い、一般的な箱物でなぜ1割以上の開きが出るのか、そのあたりは理解に苦しむところでもあります。予算を執行する側にすれば、よりよいものを建てたい気持ちは当然のこととして理解をします。冒頭にも述べましたように建設資材や人件費の高騰も盛り込む積算内に納めて設計をし、入札に及ぶはずではないでしょうか。この設計業者の責任をどう考えておられますか。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） 答弁をする前に少し、前の答弁の言葉の訂正をさせていただきたいと思います。

「みんかんいちば」というふうに言いましたけれども、それは「みんかんじょう」ということでおわびして訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほどの不落事案につきましての設計者の責任につきましてのことでございますが、それにつきまして答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、建設資材や人件費の高騰も設計書の積算過程において一定想定しており、設計業者からは各種情報も入手していたところでございます。したがって、責任の所在という点においては、設計業者というよりも、最終的な判断により予定価格を設定した町が負うべきものであると考えております。今後につきましては、設計業者とも今までも以上に情報交換を密にする中、適正な積算に努め、肝に銘じて今回のような事案が発生しないよう努力してまいり所存でございますので、ご理解賜りますよ

う、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） ただいま副町長からは、町の責任という発言がありましたけれども、今回の設計業者を仮にAとして、このA社はここ5年間の本町の建築工事の設計委託発注の15件あったうち12件、うち8件は随意契約で委託を受けている設計業者であります。よく言えば、A社は本町の施設建築のことは熟知をしているということも言えるとは思いますが、しかし余りにも1社に偏り過ぎではないでしょうか。

また、A社との随契、これも多過ぎだと思います。そもそも設計委託が同一業者に集中をするということが、町側に原因があるというふうに思います。予算に計上するには、まず参考見積もりを徴取し、これをもとに予算を計上しますが、参考見積もりをA社にばかり依頼するから当然A社の参考見積もりをもとに入札をすれば、当然A社は有利になり、このA社が落札をするという結果になるわけであります。設計委託はA社が大多数を占めるという結果につながるわけであります。今後、参考見積もりの徴取の方法もA社への固まり過ぎている随意契約の再検討も必要だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） 基本的に新規の建築工事に係る設計委託業務につきましては、入札により業者を決定しているところでございますが、改修工事につきましては議員ご指摘のとおり結果的に1社への随意契約が多い状況であります。これは、工事設計対象となる建築物の新築時の設計を当該業者が受け負ったこと等による要因が大きいものであると考えるところでございます。

また、予算計上の参考資料として当該建築物を熟知している事業者から見積書の提出を受けることは一般的にあり得ることですが、ご指摘のとおりこの見積書予算の参考資料として使用していることを考えますと、今後こういった場合には複数業者から見積書を徴取するなど、参考見積もりの徴取方法について改善を図ってまいりたい所存であります。さらに実際の設計発注についても安易に随意契約に頼ることなく、適正な競争原理を働かせてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 新築時がA社だったから、後もA社だという理屈で言えば、A社ばかりになってしまう。今後は参考見積もり徴取の改善や安易な随契ではなく、適正な競争原理にでの業者決定など、改めていきたいということですので、これからの推移を見守っていききたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

次に、入札制度の見直しについてをお聞きしたいと思います。

入札不落を防ぐ手法としては、プロポーザルによる発注が考えられます。事業費が少額の場合は、なじみにくいというふうに思いますけれども、この制度を弾力的に活用して、例えば今回の放課後児童健全育成施設の規模ですと、地元の業者にこの金額でこの規模のこのような建物を建ててほしいという依頼をすれば、予算の範囲内で一定の案を示してもらい、建物が建てられるということになると思いますけれども、このことで地元業者の育成にもつながり、設計費用も要らないということになりますけれども、このような思い切った考え方はなじまないでしょうか。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） 入札制度につきまして、ご答弁を申し上げます。

議員からご提案のありました設計等建築工事を一括発注するデザインビルド方式において、業者から技術提案を受けるプロポーザル制度により発注する方法につきましては、性能発注による効率化やコスト削減が期待でき、定められた予算の中で設計と建築が行える有効な事業手法であると言われております。

しかしながら、工事規模が小さいと、入札参加者にとって技術提案に要する費用が過度な負担になることや、発注者側にも提案内容の十分な審査体制、能力が必要なこと等が課題として挙げられ、この方式を活用する事例といたしましては、例えばごみ焼却場の設備等、メーカーに総合的ノウハウは蓄積されているなど、設計と製造が密接不可分な場合等が想定されるところであり、一般的な建築工事への活用事例は非常に少ない状況となっております。

議員からご提案のありましたデザインビルド方式につきましても、今後研究する中、引き続き効率的で効果的な事業の発注に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 金額がそんなに大きくないということもあり、地元業者の育成という観点からもこんな方法がとられないかということをお願いしたわけでありまして。いろいろと課題があるということは十分承知をしておりますけれども、これぐらいの思い切った発想で発注しないと、またぞろ不落事案が発生するということが考えられますので、十分にこの点も含めて検討いただきたいというふうに思います。

次に、電子入札の進みぐあいについてお聞きをいたします。

電子入札は、発注側も応札側も入力事務の省略化につながり、京都府をはじめ、府下

の自治体のほとんどが電子入札を導入しております。本町ではまだ実施をされておられません。実施の見込みをお聞かせいただきたいと思います。また、入札予定価格の事前公表についてもメリット、デメリットがあるものの、府下の大半の自治体で実施をされております。本町の考え方を確認したいと思います。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） 電子入札制度につきましては、現在京都府の電子入札システムを使用できるよう京都府及びシステム会社に対し、導入手続を行っているところであります。さらに、先般には町内18事業所に向けた電子入札にかかわるアンケートも実施したところであり、アンケート結果では約8割が対応可能と回答されたものの、その中には導入に当たっては機器の購入が必要な事業所もおられたところがございます。

こういった状況を踏まえまして、まずは町外業者対象となる舗装等の一般競争入札から順次導入を行い、十分な準備期間を設けた上で、指名競争入札にも導入を図ってまいりたいと考えております。

また、入札における予定価格の公表につきましては、現在本町では、入札後に予定価格を公表しているところでございます。京都府内の状況を見てみますと、京都市を除く府内25市町村の平成28年3月31日現在では、入札全案件について事前公表されている自治体が17団体、案件により事後公表及び事前公表を併用されている自治体が5団体、事後公表されている自治体が3団体という状況でございます。

予定価格の事前公表のメリットといたしましては、職員に対して予定価格を探る行為等の不正行為の防止が可能となることとありますが、デメリットといたしましては、談合が容易に行われる可能性があることや積算能力が不十分な事業者でも事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じることが指摘されているところでございます。

なお、国におきましては、原則事後公表とされているところであり、平成29年3月15日付の国通知では地方自治体に対し、先ほど申し上げましたデメリットのようなことから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合は速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うよう、要請されているところでございます。

こういった状況の中、京都府におきましても、従来4,500万円以上の工事について事後公表とされていたものを、本年9月から2,500万円以上の工事の一部を対象に拡大し、実施されているところでございます。

今後におきましても、多様化する入札制度や契約業務に対処していくため、国、府、近隣自治体の状況を把握する中で、適正な入札契約に努めてまいりたいと考えておりま

すので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 入札制度は各自治体の考え方があり、いろんな形をとられております。このやり方が絶対に正しいというものはありませんが、今後の国や府、また近隣の自治体の動向も参考に、公平、公正、透明性、利便性の高い入札制度を模索をしていただきたいと思います。また、今年度を実施をした一時保育施設の建築事業でとられた手法、すなわち前年度に設計委託を行い、新年度早々に入札、事業着手すれば、仮に入札が不落になっても期間的余裕があり、年度内完成に向けたスケジュール管理も余裕ができ、容易にスケジュール管理ができることとなります。設計委託が必要な事業については、前年度設計、新年度早々の事業実施というこの方法の活用はいかがでしょう。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） 本町における入札制度につきましては、京都府や近隣自治体の状況等も踏まえる中、公平・公正・透明性・利便性等を主眼に置いて運用しているところであり、今後も適宜改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、議員ご提案の前年度に設計を行い、次年度に建設を行う手法につきましては、これまでも議会からご意見を頂戴しており、例示いただきました本年度建設の一時保育施設の建築工事につきましては、まさにこれを実行したものであり、おかげさまで計画的かつスケジュール的にも余裕を持って執行できたものと振り返っております。

今後におきましても、可能な限りこのような手法を取り入れ、計画的に事業を実施してまいり所存でありますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 早急にご検討いただきたいと思います。

今後も入札制度におけるいろいろな課題を整理する中で、事業の確実な進行管理に努めていただきますことをお願いいたしまして、平成29年12月定例会におきます一般質問を終了したいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、谷口整君の一般質問を終わります。

続きまして、馬場哉君の一般質問を許します。馬場君。

○4番（馬場 哉） それでは、通告に従いまして、馬場哉が質問をさせていただきます。

まず、1点目は空き家対策について質問をいたします。

家に誰も居住しておらず、全く使用されていない状態が1年以上続いた家のことを空

き家と言います。中でも、空き家周辺の地域の安全や景観、衛生に悪影響をもたらす場所は特定空き家となります。

平成27年に施行された空き家対策特別措置法により、自治体は適切な管理がなされていない空き家を特定空き家に受け付けできるようになった。町が昨年実施した空き家調査をもとに、今後は利活用の空き家対策事業と並行して、安心・安全のまちづくりという観点から、この特定空き家問題の解決も進めていかなければならない。今年度、町では空き家の利活用や特定空き家の土地対策を定める空き家等対策計画を確定するとされておりますが、現在の状況及び今後の予定をお聞きします。

○議長（田中 修） 奥谷企画財政課長。

○企画財政課長（奥谷 明） ご指摘のとおり、平成27年に施行された空き家等対策の推進に係る特別措置法の施行を受け、本町では空き家対策を移住・定住にも資する重要な施策として位置づけ、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

平成27年度から平成28年度にかけて実施いたしました空き家等実態調査及び空き家等所有者移行調査を踏まえ、町内に142軒、割合にして約4.4%の空き家があることを把握しているところでございます。このうち、そのまま放置すると近い将来に周辺の住環境に著しい悪影響を及ぼすおそれのある、いわゆる特定空き家の候補となる空き家軒数は15軒と確認いたしております。

一方で、特定空き家についてはその撤去等に当たり、行政に強い法律上の権限が付与されることから、その判断については慎重かつ厳密な基準が求められます。本町では現在、先ほどお伝えいたしました調査結果等を踏まえ、法に基づく空き家等対策計画を策定しているところでございます。本計画の策定に当たっては、空き家の利活用方策の検討、そして特定空き家に関する措置のルール化を大きな2本柱としており、特定空き家等の判断基準及び措置手順については、専門家の知見を踏まえながら検討を進めているところでございます。

具体的な特定空き家の指定は、この特定空き家等の判断基準に基づき、計画策定後に法に基づく協議会として立ち上げる予定の外部有識者等による空き家等対策協議会での審議を踏まえ、町において指定するという手続となります。特定空き家への撤去等の具体的な対応については、計画を着実に推進する中で、この法定協議会の意見も参考にしながら適切に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 策定中の計画で、特定空き家等の判断基準及び措置手順については、専門家の知見を踏まえながら検討し、計画策定後に立ち上げる法定協議会での審議を踏まえ、町において指定されることを理解しました。

そこで、3つの点について伺います。

その判断基準及び措置等については、住民の安心・安全を図り、またお茶の里にふさわしい景観の保全となるようなものであるのか。

2つ目、先ほどの答弁にあったように、町内には142軒の空き家があることを把握している。そのような意味合いからするならば、特定空き家に指定されると行政が強い法律上の権限のもと、撤去等の措置をする可能性があることを計画策定中であろうと事前に住民の方々に周知、啓発する必要はないのでしょうか。

3つ目、特定空き家等の撤去については、補助金等の支援策を講じ、促進を図る必要があるのではないのでしょうか。

以上、どのようにお考えでしょう。

○議長（田中 修） 奥谷企画財政課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 日本緑茶発祥の地として古くからの町並みが残っている本町において、景観もまちづくりを考える上で重要な点と考えております。特定空き家等の判断基準の策定に当たっては、建物の老朽化、衛生、景観、生活環境の保全の4つの要素を踏まえ、検討しているところであり、判断基準策定後はこれに基づき対応を行う予定としております。

他方、空き家とは本来的には所有者の責任により管理をされることが大原則であり、これは空き家対策特別措置法にも規定されております。ご指摘のとおり、所有者への啓発は非常に重要なことと捉えており、去る11月26日に町において、空き家所有者等を対象に開催した空き家利用活用セミナーにおいても、空き家を放置することの危険性を所有者に訴えかけたところです。このような取り組みを随時行うことで、特定空き家等に関する所有者、住民への啓発を引き続き推進してまいりたいと考えております。

また、空き家の撤去等については、先ほどご答弁申し上げた空き家所有者への意向調査等により、建物撤去費が捻出できない等の経済的な事由に係る課題があることも認識いたしております。

今後、特定空き家等の指導を強化していく中で、国の補助金制度の活用を視野に、ご指摘にあるような支援制度も考慮していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） その判断基準及び措置等については、住民の安心・安全の確保、衛生的な生活環境の保持、お茶の里の景観保全という観点で考え、行政の定期的な見守りと監視、地域住民と協働した計画の推進、また撤去等について補助金等の支援制度を計画に盛り込むべきだと考えます。

最後の質問で、改めて確認をさせていただきますが、15軒の特定空き家の候補があるということでしたが、現在それはどのような状態でしょうか。そして、いわゆるグレーゾーンにある空き家については、特定空き家に準ずるような扱いで計画に盛り込むことを考えてはおりませんかでしょうか。

○議長（田中 修） 奥谷企画財政課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 15軒の特定空き家候補につきましては、平成27年度に実施した空き家等実態調査により得られた空き家の情報を住宅地区改良法施行規則における住宅の不良度の測定基準をもとに作成した町独自の暫定基準に当てはめ、外壁の下地の露出や屋根の破損等が確認できる等の著しい破損が外観上から判断できる空き家を特定空き家候補として判定したものでございます。

現在、空き家等対策計画の中で作成を進めている特定空き家等の判断基準はこの暫定基準に外部有識者等の目線を加え、さらに練り込んだものとする予定ですが、先ほどご答弁申し上げましたように、慎重かつ厳密な基準が求められることから、今後の判定においていわゆるグレーゾーンの空き家は特定空き家の認定には至らない可能性が高いと思われまます。しかしながら、このグレーゾーンの空き家は、そのまま放置すると特定空き家になるおそれが強いことから、法においては、空き家に対する立ち入り調査や所有者への情報提供、助言等が可能とされており、現在策定中の計画案においても自治会や地域住民と連携した空き家の見守り活動、実態把握を進めていくことを掲げているところです。

策定後は地域や住民の皆さんからも情報をいただき、また連携・協力しながら計画を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 私も指摘させていただきましたけれども、グレーゾーンの空き家についても地域住民には心配事であります。行政と住民が協働した計画の着実な推進をぜひお願いしたいと思います。

空き家の利活用と特定空き家の問題は、いわば車の両輪であり、お互い関連してこそ、空き家問題、その課題解決が促進されるものと考えております。

では、これで、1点目の質問を終了し、2点目の療育の質問に移らせていただきます。子ども子育て支援、本町での療育について2点目の質問をさせていただきます。

療育とは、障がいのある子どもたちが社会的に自立することを目的に、医療・訓練・教育を通じて子どもたちが抱える生活上の困難をできる限り克服し、持てる能力をより有効に伸ばすための専門家によるアプローチのことであり、体が不自由な子どもたちだけを対象とするものでなく、発達障がいについての支援も踏まえております。

少し前ではありますが、平成24年に文部科学省が行った調査によると、小中学校の児童生徒で発達障がいの可能性があり、特別な教育支援を必要とする子どもが6.5%という結果があり、いわゆる発達において何らかの支援がある子どもたちを含めると、現在は小学校入学時で10人に1人から2人とされています。

支援としてまずは早期発見、早期支援が重要であり、本町でも乳幼児健診で発達が気になる子どもに気づき、その後は療育教室で子どもに応じた支援や保護者への相談を行っていただいています。発達障がいに関する認知度が上がり、保護者の方の意識も高くなっており、地域の方々の理解を含め障がいと向き合い、子どもがより自立した生活を送れるよう、支援の質の向上とその必要性がますます高まっていると考えています。

本町での発達障がい児や発達障がいの可能性がある子どもたちの支援の現状と今後の進め方について、お考えを伺います。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 現在、発達障がい児や発達障がいの疑いのある子どもへの支援につきましては、町内在住の1歳から就学までの発達支援を必要とする乳幼児及び保護者を対象に、遊びを通して子どもの発達する力を引き出すとともに、親子が楽しい時間を過ごし、楽しみの中から豊かな発達を促すことを目的に、週1回の療育教室を実施しています。

また、子育てに難しさを感じる保護者が子どもの行動の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自身を身につけることを目的としたペアレントトレーニングを実施し、保護者等の支援に努めているところです。

さらに、今年度からは、子どもと保護者への身近な支援者である保育士に対し、発達障がいのある子どもへの効果的な対応を学ぶためのティーチャーズトレーニングを実施し、発達障がいへの理解を深め、子どもや保護者支援の充実を図っているところです。

その他、就学に向けた支援としては、乳幼児期から発達障がい等で支援にかかわる相談員が就学指導委員会に委員として出席し、また保護者の要望に応じて就学先として検討されている支援学校や支援学級の見学に同行するなど、スムーズな就学に向けた支援を行っているところです。

今後は、町内の児童発達支援事業所との連携を強化し、子どもの状況に応じて事業所での支援につなげるなど、支援内容の幅を広げてまいりたいと考えます。その中で、町としてはペアレントトレーニングを充実させて、潜在的な課題を持つ親子への支援の場を提供するなど、発達障がい等の早期発見、早期支援への取り組みを進めてまいりたいと考えます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 答弁で、現状は理解をしました。今後も療育教室の実施、保育機関等で子どもたち、保護者の支援をよろしく願いをいたします。

さて、発達障がいの一層の支援を図るために、昨年8月に施行された改正発達障がい支援法では、今後のポイントとして、1つ、ライフステージを通じた切れ目のない支援、2つ目、家族を含めたきめ細やかな支援、3つ目に地域の関係者が連携した身近な支援が挙げられています。この3つの必要性について、ライフステージに応じた支援では、就学前、小学校、中学校、本町にはありませんが高校、大学、そして就職支援に至るまで、成長に応じてのサポート体制の確立、家族を含めたきめ細やかな支援では、支援が必要な子どもたちや家族に二次的問題、二次障がいがないような支援が挙げられます。

3つ目の地域の関係者が連携した支援では、先ほどの答弁にもありましたように、児童発達支援事業所や行政・学校・医療機関などの連携や地域住民のインフォーマルな支援もありがたいものです。

以上の3つの支援の充実とその質の向上、子どもはまちの未来、みんなで育むうじたわらっ子を理念とし、行政や関係機関等が連携をする宇治田原発達支援サポートネットワークを構築し、関係部署の縦割りを乗り越え、小中学校の支援教室の先生への助言、また進学や就職など、家族が抱える心配事相談、地域住民に発達障がいへの理解を深めるための啓蒙活動等を担う発達支援の司令塔、療育支援マネジャーのようなポジションを確立、配置してはどうかと考えています。

今後は支援内容の幅を広げてまいりたいとお考えです。その具体的な内容はどのようなものでしょう。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 今後の支援につきましては、議員のご指摘のとおり、町内の関係課、学校との連携や町内の児童発達支援事業所をはじめとする関係機関との連携が不可欠であると考えます。この認識のもと、現在町内の関係課において、連携会議を定期的に行っており、各課が抱える課題を共有し、まさに切れ目のない支援を目指しているところです。支援の必要な子どもや保護者とのかかわりについては、連続性をもった支援が重要です。本町においては、幸い規模的にも関係者の顔が見える関係を築けており、常に関係課が垣根を感じることなく連携した支援に取り組んでいるものと考えております。子どもの成長に応じて、主としてかかわる担当課、機関は変化していきますが、子どもの成長過程でしっかりと連携のバトンを渡し、切れ目のない支援を行える体制を構築し、支援の輪を広げていきたいと考えます。

また、発達障がいについて、保護者はもとより地域住民の皆様に正しく理解していただくことは大変重要な課題であり、発達障がいに対する理解を深めるための啓発事業についても各課が連携して取り組み、みんなで育むことのできる環境づくりに今後も努めてまいります。

なお、人的対応の問題につきましては、ご指摘の業務を担うことは重要であります、専任担当者を配置することは、本町の規模や定数管理の面から考えておりません。しかしながら、さまざまな状況に応じて対応するための必要な方策については、関係施設とも連携を図りながら、今後も研究を重ね、ニーズにお応えできるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 専任担当を配置することは本町の規模や定数管理の面からできません。それでは逆に、どれぐらいの規模なら配置ができるのでしょうか。そこには本来基準はなく、まちとしての発達支援の住民福祉のオリジナリティーだと思います。過日、文教厚生委員会で視察に行った長野県の南箕輪村、本町より5,000人ほど人口が多いですが、村の職員はほぼ同じ数でありながら、その3分の1が保育士、そのような子育ての支援に厚い行政運営をとられている自治体もあります。それは置いておくとして、答弁で行政関係課、学校との連携や町内の関連機関との連携が不可欠である認識のもと、連携会議を定期的に行っており、抱える課題を共有し、まさに切れ目のない支援を目指していくところとのご答弁から指摘させていただいた支援策は実行していただけているようで安心はしました。私は発達支援の連携を担う実務的なポジションの確立を提案しているため、そこは専任担当の職員を新たに雇用することができなければ、行政組織

の中で確立をしていただければと思います。

現在、定期的開催されておられる連絡会議こそがネットワークであり、そこに教育部局、町内の事業所、町外の支援機関等を加え連携を広げていくことこそが重要であるとの指摘です。そのネットワークは福祉部局が担い、当然、実務的に中心的な役割を担う人が確立されるでしょうから、その人を発達支援マネジャーとするポジションに置いてはどうかということです。

先ほど、常に関係課が垣根を感じることなく、連携した支援に取り組んでいるものと考えておりますとの答弁でしたが、小学校新入学の人が1学期通常級に在籍して、2学期から支援級を進められ学んでいます。また、学び塾事業に町外の支援学校に通う子どもたちに案内をしてあげられなかったことなど、連携不足による事例は見られます。町内の発達支援事業所と学校との橋渡しも必要です。連携の枠組みを持続的に担う役割が必要になるわけです。その役割は福祉の観点から教育の現場に改善、また教員に助言等を行い、それぞれの子どもに応じた療育の考えを教育現場にも浸透させる、そのことが教育現場での質の高い発達支援につながるものと考えています。

同じことは将来の就職先を管轄する産業にも同じことです。企業や事業所では障がいの雇用の雇用が社会的責任となっており、成人になった発達障がいの人が働くとき、職場同僚の対応の引き出しが多ければ、また仕事の依頼の方法が豊かであればコミュニケーションや物事にこだわりを持つその障がい特性をうまく生かして、効果的な仕事が可能になります。このように企業等に助言し、この障がいの特性を理解してもらうことも必要となります。発達障がいの子どもの発達障がいの可能性がある子どもたちの支援はさまざまです。その子それぞれに合った方法があることは私が言うまでもありません。現在、社会において、今よりも発達障がいのことが知られていなかった上に、子どもどものときから変わり者と言われていた人物が、成人してその成功話が語られることがふえてきたように思います。先天的な発達障がいにおいて、ライフステージ、その時々適切な支援の方法の引き出しをまちとして広げることの重要性を関係機関や町内各課、教育部局に、統括する福祉部長として部長会議などで連携などについて提議し、課題解決に向け取り組んでいく考えはあるのかお聞きします。

○議長（田中 修） 光嶋健康福祉部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） 人的配置の問題は、ご指摘のようにそれぞれの自治体における状況によって異なるものでございました。対象となる業務の多少や費用対効果を判断材料として決定するものであります。

従前より、発達障がいをはじめ、さまざまな障がいを抱える児童については、個別セッションで対応しておりましたが、このような形態では、保育所から小学校へ入学する際など、十分な情報が伝わらないこともございました。このようなことから、出生してから保育所、小学校、中学校、高校などを経て、社会に出るまでと社会に出てからどのような対応策が最もよいのかということを実践するために、福祉課を担当窓口として役場関係課や各学校、そして関係施設の協力を得ながら調整会議を持ち、それぞれの子どもさん方の情報を共有する中で、適切な対応を図っているところでございます。

したがいまして、専任の職員を配置はしておりませんが、ご質問の内容に対する方策は既に講じているところでございます。また、町内における意思疎通を図り、適切な対応に努めることに関しましては、私どもがその責任者として認識をしておりますので、迅速かつ円滑に進めてまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 今の答弁で、費用対効果のことでありますが、私や住民の方々の思いと少し違うようです。福祉は、例えて言うならば10人の人がいる中で2人、3人、4人と幸せになる人をふやすのも個別の福祉、かけられるお金や能力もあるだろうが、10人みんなを幸せにするという考えが社会福祉であり、子どもを社会で支えるということはそういうことであります。

宇治田原町は、ハートのまちのキャッチフレーズでPRしているが、おもてなしは思いやりが伴わないと相手の心には届きません。心の優しさ、温かさが伴ったハートのまちでないと、まちが便利になっても定住・移住は進まないと考えます。

行政において、その根源をなすのは福祉であります。そのようなまちづくりを強く念願して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、馬場哉君の一般質問を終わります。

続きまして、原田周一君の一般質問を許します。原田君。

○6番（原田周一） 2日間にわたりますきのうからの質問も私で最後となりました。

大変お疲れとは思いますが、もう少しお付き合いのほどをお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、6番、原田周一が質問をいたします。

まず、1点目は、介護サービスについてでございます。

先日、開催されました文教厚生常任委員会において、第6期介護保険事業計画の総括について、資料配付をいただきました。その中で、訪問型サービスとは、要支援者等の居宅において介護予防を目的として、ヘルパーにより行われる入浴、排せつ、食事など

の身体介護や生活援助を行う。従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを提供しているとあります。サービス利用者数の実績では、平成27年度計画値648回、実績値724回、実施率で111.7%。28年度では計画値636回、実績値1,109回、実施率174.4%であり、また給付額においても実施率は計画値に対し、27年度111%、28年度164.3%で、大幅に計画を上回っているとのデータが示されました。

また、地域密着型通常介護においても28年度計画値1,248回に対して、実績値2,111回、実施率169.2%、また給付額、28年度の実施率は184.6%で計画値の約2倍であります。本町でも65歳以上の高齢化率は28年度の27.2%から、29年度には28.5%と高齢化が進んでおります。

過日開催されました委員会の中で、当時の担当課長は、訪問介護について、今後も不足している状況との見通しと回答の上、現状は近隣の市町村から来ているが、圏域的に遠いこともあって、事業者が二の足を踏む状況であると答弁されています。また、平成29年度にも新しく高齢者介護の福祉計画を策定し直すとのことで、その際、状況の分析の上、何が足りないのかなどアンケートなどを踏まえて検討するとのことでした。介護現場では、以前から人材難の課題を常に抱えていると言われております。政府では介護報酬を18年度をプラス改定の方角で検討されているようですが、先ほどの訪問介護、通所介護、特別養護老人ホームなどのサービスについて改定されます。今回改定されれば、利用者に対する経営改善はプラスに見込まれますが、一方の利用者側では、利用者の負担割合や介護保険料がふえることとなります。

第7期介護保険事業計画の策定に当たって集計されたアンケート結果から、本町でのサービスの提供についてどのように分析されたのか、先ほどの委員会答弁に述べられた何が足らなかったのかお聞きいたします。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 介護サービスにつきましては、第7期介護保険事業計画策定に当たり、アンケート調査において支援、サービスに対する意識やニーズを把握し、また地域ケア会議等において地域課題や社会資源の活用について把握、分析したとことです。

ご指摘のように、訪問介護・訪問看護については、利用が伸びている状況です。訪問介護については、認定者の増加による自然増と考えられますが、サービスが不足している状況はありません。訪問看護については、現在町内に事業所が1カ所ありますが、利

用しにくい現状がありサービスが不足していると分析しているところです。

そういった中で、利用者の方が必要なサービスを利用できない状況となることのないよう、町としましては、事業所、ケアマネジャーと連携を密にしまして、不足しているサービス事業者へ働きかける中でうまくサービス利用が図られるよう努力したいと考えております。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 先ほどの答弁で、訪問介護についてはサービスが不足している状況ではないが、訪問看護については町内事業者が1カ所で利用しにくい現状で、サービスが不足しているとのことでした。町外事業者が本町での事業の執行に対し、移動時間の問題などによる人材確保をはじめ、さまざまな問題があることも承知しております。利用者の確保については、日ごろから担当課を中心に非常に努力されていることも耳にしております。介護保険導入の意義は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとあります。要介護1、2の軽度の方にとってのサービス利用の中心は、調理や掃除、洗濯などの生活援助であり、要介護1から2に悪化しても身体介護に対するニーズはさほどふえないと言われております。しかしながら、要介護度3以上の方々にとっては、介護、看護の必要性はより高いものであり、事業者が多くある大きな市などと比較して、その対応に差があっては介護保険導入の意義からも本末転倒と言わざるを得ません。また、何よりも要介護者をふやさない施策が大切であり、認定された方もこれ以上進行しないことは言うまでもありません。介護保険は、2000年度の創設から今日まで制度の普及、定着が進みつつあるものの、これまでの政府の債務残高が膨らみ続けるもとで、1990年代半ば以降、医療制度や年金制度改革を繰り返し実施してきており、介護についても給付抑制に向けた改正を行ってきました。介護施設入居者に対する居住費、食費の原則自己負担（2005年10月）、また2015年8月には一定以上所得者の自己負担の引き上げなど利用者負担を実質的に引き上げるとともに、24時間巡回型サービスの導入（2012年4月）、特養入居者を要介護度3以上に限定する（2015年4月）など、相対的に高コストの施設介護から在宅介護へのシフトを進められてきました。

第6期保険料の基準額は、本町の年額6万5,000円に対し、宇治市6万2,300円、城陽市6万1,180円、八幡市6万3,340円、京田辺市6万4,730円、井手町6万6,240円、精華町7万2,000円、和束町7万1,400円であり、周辺市町と比べても比較的高い保険料になっています。

保険料は、2000年の制度の創設当初の月額約3,100円から2025年度には8,000円を超えるとの試算も出ておりますが、高齢者が多くても健康な生活を送っていれば介護保険料を減らすことができます。東京荒川区では、首都大学との間でオリジナルの荒川ころばん体操を2002年に開発し、地区のボランティアの協力で区内公共施設などで週一、二回程度実施し、4カ月程度で足腰に筋力がつき、転倒率が全国平均の約50%との効果も報告されております。東京都内で唯一介護保険料の引き下げに成功した事例であります。

こういったことから、担当課は今後どのように対応されるのか、再度お聞きいたします。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 議員ご指摘のとおり、高齢化の進展により、保険料及び介護給付の推移については、右肩上がりの状況であり、地域包括ケアシステムの構築を図る一方で、介護保険制度の持続可能性の確保のため、重点化、効率化も必要となっているところ です。

このような中で、いつまでも元気で暮らせるように健康づくりと介護予防事業等の充実、支援によりいかに介護保険を必要とする時期を遅くするか、また、必要となっても重症化しないよう介護予防の効果を高めることが重要と考えております。

本町では、「元気はつらつ！若返り塾」や「元気アップ教室」、「元活クラブ」、「おやじエクササイズ」等事業を実施しているところであり、そういった事業を通じて本人自身が意識して積極的な筋力づくり等に取り組めるよう働きかけ、支援できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 高齢者の福祉では、近隣市町村からいろいろ宇治田原のお年寄りには元気やというようなお声も聞いております。やはり本町はますます高齢化、進んでおる現状がありますので、町長、やっぱり先頭に立って、この問題に今後も引き続き取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の緑苑坂の公共交通についてお尋ねいたします。

この夏から、従来の福祉バスは利用者制限を廃止し、住民誰もが利用できるように改善されました。私がかねてから、緑苑坂の高齢者の足の確保の観点から、いろいろな機会を通じて質問や要望をしましてまいりました。また、過日の質問では、高齢者の買い物難民についても質問いたしました。従来から、民間公共バスの乗り入れのために民営圧迫

の理由から町運営のバスの乗り入れは難しいとのお答えで、公共交通検討委員会の席上で検討していくとの答弁もいただいたところであります。

ここ数年、緑苑坂地区においては、町内唯一の人口増加で町全体の平均年齢を下げる一方、高齢者人口も増加しております。生活の手段としての利用はもちろんのこと、昨今問題になっている認知症予防の観点からも、外に出てコミュニケーションをとることにより臨床的にも有効であると言われております。

そこで提案したいのですが、買い物難民をなくすため、バス利用者に対し、応援のための回数券などの発行に関していかがでしょうか。それは、町営バスの運行起点にもなっている維中前バス停までの運賃の一部を町が補助するというものであり、毎日利用している方への負担軽減はもちろん、買い物難民となる方々への支援につながると考えています。お買い物、病院への通院の方や、宇治方面への乗りかえによる負担増も考えると、利用者促進策として効果があると思います。また、利用者がふえるとバス事業者にもメリットがあると思うのですがいかがでしょうか。担当課の見解をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 緑苑坂の公共交通としましては、現在京都京阪バスが運営します路線バスが運行しております。緑苑坂ニュータウンとして分譲されたころから運行を開始されております。かつては田辺方面の直行便が主で、城陽経由の大久保行きもございましたが、宇治方面へは全て維中前の乗り継ぎとなっております。現在では、城陽行きというのはなくなったのですが、宇治方面への直行便も朝の通勤、通学時間帯にございまして、ダイヤ改正等々されてきたことと聞いております。

一方、町営バスにつきましては、交通空白地域を補完するために運行しているものでございまして、路線バス運行のある緑苑坂地区へは乗り入れをしておりません。町内の公共交通対策として、交通ネットワークの充実による利便性の向上と路線バスの利用促進を目的としており、無料の町営バスを乗り入れることで路線バスの減便や利用者が減少するというのは本末転倒の施策となりますので、路線バス利用促進対策が今後必要というふうに考えております。

路線バスも朝夕については、利用者も多いと思いますので、昼間の利用促進対策として検討してまいりたいと考えているところでございます。つきましては、地域公共交通会議でも議論してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 町内の交通ネットワークの充実による利便性の向上と現在運行して

いる路線バスの利用促進を目的としており、無料の町営バスを乗り入れることで路線バスの減便や利用者が減少するのは本末転倒の施策であり、路線バスの利用促進対策が必要との答弁でありました。

私も全く同感であります。きのうの質問にもありましたが、現実には緑苑坂からの始発は開発当初から比較して、朝夕を除き、減便の状態が続いております。また、町営バスとは、有料・無料の差があることから、町営バスの運行起点にもなっている維中前バス停までの運賃の一部を町が補助の提案をさせていただいたのですが、そのことを含めて地域公共交通会議の席で議論していただくとのお答えですので、大きな期待を持って注視していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、高齢者のイベント参加について、3点目の質問をいたします。

年間を通じて町主催をはじめとした各種団体の行事が開催されております。また、公共交通の空白地帯解消のため、福祉バスの時代から時刻表の変更やまたルートの変更など、行政当局はさまざまな取り組みの努力をしてこられたことは十分承知しております。現在、イベント参加の送迎として、ことぶき大学、戦没者慰霊祭、文化祭等々については、各地区に送迎用の車を出していただいておりますが、それ以外の行事については、足の確保ができる人のみの各自の自主参加が現状です。町営バスも町内循環のルートで運行されていますが、町内にはまだまだ足の空白地帯があるのも事実であります。現在運行されている送迎用の車は、主管担当課の範疇で運行されているように思いますがいかがでしょうか。

先ほど、最後の質問でも少し認知症のことにも触れさせていただきましたが、やはり高齢者が家から外へ出る機会はあるのに、会場までの足がなければ本末転倒と言わなければなりません。現在、各イベントで運行されている送迎用の車を、現行以外の行事にも適用されてはどうでしょうか。どの範囲の行事に適用するのか、難しい面もあるかと思いますが、例えば、町民体育大会、商工祭などから始めるのも可と思います。

高齢化の進む中、送迎用の車があるとその停留所まで歩くことも健康の一つだと思います。健康な高齢者がふえれば、国保をはじめとした医療費の抑制にもつながると思っておりますがいかがでしょうか。当局の見解をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） 高齢者のイベント参加についてお答えを申し上げます。

年中行事の中でも住民参加のものについては、どうしても日曜日などの休日開催となります。特に、多くの来場者を見込むイベントに関しましては、春や秋の休日がその開

催日となっております。もともと会場までの移動手段としては、各自の自家用車であったり、2輪車または徒歩での参加でございますので、主催者側も駐車場の確保が絶対条件となっております。

最近では、高齢化や免許返納の促進もある中で、住民の移動手段として町営バスも活用されるようになってまいりました。ただ、この町営バスは平日のみの運行で、次年度から休日も観光、周遊バスとして運行を検討しているところですので、イベント開催日に使用することは困難でございます。

各行事で区別してみますと、ことぶき大学などの参加枠の限られた行事に関しては、もともと送迎つきのものでございます。一方で、町内外から幅広い来場者を集めるようなイベントにつきましては、公共交通でのアクセスをご案内しておりますが、送迎という面では対象者の範囲が広く対応に苦慮するものもございます。また、民間主催の行事につきましては、主催者側で検討いただくものと考えます。

先ほども申しましたように、それぞれの移動手段も多様化する中で、送迎がいいのか、巡回がいいのか等、対応の仕方はさまざまかと思いますが、今後の課題として検討することも大事かと存じます。ご指摘いただいた内容につきましては、各種イベントの関係課及び主催者とも共有させていただき、それぞれの状況に応じた対応を促してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 送迎に関しましては、対象者の範囲が広く対応に苦慮するとのことご答弁でした。また、民間主催の行事については、主催者側で検討いただくものとのことですが、主催者側に各種補助金を出している団体行事には、積極的に町が対応すべきと考えます。この内容について、各種イベントの関係課及び主催者とも共有し、状況に対応を促すとのことですので、交通弱者への配慮をお願いしたいと思っております。

最後に、12月7日付の京都新聞の記事に、友人と交流で認知症を少なくとのタイトルで掲載された内容をご紹介します。

これは、国立長寿医療研究センターの発表で、2003年に65歳以上だった1万3,984人を対象に、約9年間健康状態を追跡調査し、社会とのつながりと認知症の関係について、友人と交流し、地域の活動に参加するなど、社会的つながりの多い高齢者は認知症の発症リスクが46%低下するとの内容であります。費用対効果の面からも検討いただくよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、原田周一君の一般質問を終わります。

◎議案第79号～議案第81号及び議案第74号～議案第78号の一括

上程、説明、質疑

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第2から日程第9まで、議案第79号から議案第81号及び議案第74号から議案第78号までの8議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第79号から第81号及び議案第74号から第78号までの8議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案79号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成29年8月8日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が第195回特別国会にて可決され、12月中に公布及び施行される見込みとなったことに伴い、これに準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、給料表について平均0.2%引き上げるとともに、期末勤勉手当の支給月数を現行の4.30月から4.40月に改正するものでございます。

続きまして、議案第80号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成29年8月8日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が第195回特別国会にて可決され、12月中に公布及び施行される見込みとなったことに伴い、これに準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、町長、副町長及び教育長の期末手当を現行の3.25月から3.30月に改正するものでございます。

続きまして、議案第81号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成29年8月8日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が第195回特別国会にて可決され、12月中に公布及び施行される見込みとなったことに伴い、これに準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、議員の期末手当を現行の3.25月から3.30月に改正するものでございます。

続きまして、議案第74号、平成29年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び制度改正に伴う人件費等の補正を行うもので、補正額648万円を追加し、補正後の予算総額を47億7,052万2,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

繰越金では、前年度繰越金648万円を追加しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

議会費では、職員人件費11万5,000円、議員報酬等17万7,000円、合計で29万2,000円を追加しております。

総務費では、職員人件費170万7,000円を追加しております。

民生費では、職員人件費119万1,000円、国民健康保険特別会計繰出金13万8,000円、介護保険特別会計繰出金22万円、合計で154万9,000円を追加しております。

衛生費では、職員人件費75万3,000円を追加しております。

農林水産業費では、職員人件費27万1,000円を追加しております。

商工費では、職員人件費5万5,000円を追加しております。

土木費では、職員人件費64万円、公共下水道事業特別会計繰出金25万6,000円、合計で89万6,000円を追加しております。

消防費では、職員人件費5万4,000円を追加しております。

教育費では、職員人件費90万3,000円を追加しております。

続きまして、議案第75号、平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び制度改正に伴う人件費の補正を行うもので、補正額13万8,000円を追加し、補正後の予算総額を13億7,726万円とするものでございます。

歳入では、繰入金13万8,000円を追加し、歳出では、総務費13万8,000円を追加しております。

続きまして、議案第76号、平成29年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険事業勘定におきまして人事院勧告に基づく給与改定及び制度改正に伴う人件費の補正を行うもので、補正額22万円を追加し、補正後の予算総額を7億4,563万6,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金22万円を追加し、歳出では、総務費5万3,000円、地域支援

事業費 16万7,000円、合計で22万円を追加しております。

続きまして、議案第77号、平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び制度改正に伴う人件費の補正を行うもので、補正額25万6,000円を追加し、補正後の予算総額を6億7,688万8,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金25万6,000円を追加し、歳出では、総務費25万6,000円を追加しております。

続きまして、議案第78号、平成29年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び制度改正に伴う人件費の補正を行うものでございます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、水道事業費用で営業費用の総係費18万4,000円を追加し、補正後の予算総額を2億8,471万9,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的支出で建設改良費の事務費11万3,000円を追加し、補正後の予算総額を2億6,216万4,000円とするものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

議案第79号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第79号に対する質疑を終わります。

議案第80号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第80号に対する質疑を終わります。

議案第81号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第81号に対する質疑を終わります。

議案第74号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第74号に対する質疑を終わります。

議案第75号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第75号に対する質疑を終わります。

議案第76号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第76号に対する質疑を終わります。

議案第77号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第77号に対する質疑を終わります。

議案第78号に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 議案第78号に対する質疑を終わります。

以上で各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第79号から議案第81号まで及び議案第74号から議案第78号までの8議案を予算特別委員会に付託することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり、8議案につきましては、予算特別委員会に付託することに決定いたします。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。本日はこれで散会します。

次回は12月20日午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はご苦労さまでございました。

散 会 午後 0時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 原 田 周 一

署 名 議 員 谷 口 整